

明石市事業者用脱炭素化設備等導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業所等にエネルギー利用の効率化に資する設備を導入する事業者に対して、その費用の全部又は一部を補助することにより、当該設備の普及促進を図り、もって脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で市民活動を行う団体又は事業活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 事業所等 市内の事業所又は事務所をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに掲げる者をいう。
- (4) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、発電された電力が主として当該設備を設置する事業所等の用に供されるものをいう。
- (5) PPA事業者 他の事業者が有する事業所等に自らが所有する太陽光発電システムを設置し、同システムの維持管理を行い、同システムにより発電した電力を当該他の事業者へ販売する者又は団体をいう。
- (6) 充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を充電するための設備であって、主として当該設備を設置する事業所等に係る事業用の自動車を充電するために用いられるものをいう。
- (7) LED照明設備 光源に発光ダイオードを使用した照明設備であって、屋内において使用するものをいう。
- (8) 登録事業者 脱炭素経営に具体的に取り組む者として、市長が別に定める基準に従い登録された事業者をいう。

(対象事業)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業の内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム設置事業 次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する事業
ア 別表の1の項対象設備の欄に定める太陽光発電システム（以下「対象太陽

光発電システム」という。)を事業所等に設置する事業であること。

イ 対象太陽光発電システムを設置した日が第5条第1項の規定による申請(以下「交付申請」という。)を行った日の属する年度(以下「対象年度」という。)の初日から3月10日までの間(以下「対象期間」という。)にあるものであること。

(2) 普通充電設備設置事業 次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する事業

ア 別表の2の項対象設備の欄に定める充電設備(以下「対象普通充電設備」という。)を事業所等の敷地内の駐車場に設置する事業であること。

イ 対象普通充電設備を設置した日が対象期間内にあるものであること。

(3) LED照明設備更新事業 次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する事業

ア 事業所等に既に設置している照明設備(LED照明設備を除く。以下「既存照明設備」という。)を別表の3の項対象設備の欄に定めるLED照明設備(以下「対象LED照明設備」という。)に更新する事業(工事を伴わないランプの交換のみのものを除く。)であること。

イ 対象LED照明設備への更新が完了した日が対象期間内にあるものであること。

(対象者及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写しその他の対象事業の内容並びに費用の額及び内訳が分かる書類

(2) 交付申請を行った日前3か月以内に発行された申請者に係る登記事項証明書(申請者が法人でない場合にあつては、申請者が事業者(太陽光発電システム設置事業に係る交付申請にあつては、事業者又はPPA事業者)であることが分かる書類)

(3) 次のアからウまでに掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる書類

ア 太陽光発電システム設置事業 次に掲げる書類

- (ア) 対象太陽光発電システムを設置する事業所等の位置図
- (イ) 対象太陽光発電システムの設置場所が分かる図面
- (ウ) 対象太陽光発電システムの設置工事に係る着手前の現況を示すカラー写真
- (エ) 対象太陽光発電システムの技術仕様が分かる書類
- (オ) 対象太陽光発電システムによって発電された電力の全量を販売しない旨等を明記した誓約書
- (カ) 対象太陽光発電システムを設置する事業所等に係る事業者（以下「運営事業者」という。）へ第10条第2項の規定により交付を受けた補助金の額に相当する額（以下「補助金額相当額」という。）を還元する方法を示す書類（P P A事業者が交付申請を行う場合に限る。）

イ 普通充電設備設置事業 次に掲げる書類

- (ア) 対象普通充電設備を設置する事業所等の位置図
- (イ) 対象普通充電設備の設置場所が分かる図面
- (ウ) 対象普通充電設備の設置工事に係る着手前の現況を示すカラー写真
- (エ) 対象普通充電設備の技術仕様が分かる書類
- (オ) 対象普通充電設備の設置に係る土地の所有者の許諾書（借地に当該設備を設置する場合に限る。）

ウ L E D照明設備更新事業 次に掲げる書類

- (ア) 対象L E D照明設備を設置する事業所等の位置図
- (イ) 既存照明設備の設置場所が分かる図面
- (ウ) 既存照明設備の設置状況が分かるカラー写真
- (エ) 設置するL E D照明設備の技術仕様が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 同一年度内において、同一の申請者が行う交付申請は、対象事業ごとに1回を限度とする。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、交付申請を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（事業の内容の変更）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受け

た者（以下「補助交付決定者」という。）は、当該交付決定の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、その旨を変更承認通知書により、補助交付決定者に通知するものとする。

（事業の中止）

第8条 補助交付決定者は、対象事業を中止するときは、速やかに中止届出書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助交付決定者は、事業完了日（対象事業が完了した日をいう。第12条において同じ。）から対象年度の3月10日までの間に、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、第5条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると市長が認める場合は、当該書類の添付を省略することができる。

（1） 領収書の写しその他の対象者が負担する対象事業に係る経費の額を証する書類

（2） 契約書の写し

（3） 次のアからウまでに掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる書類

ア 太陽光発電システム設置事業 次に掲げる書類

（ア） 対象太陽光発電システムの設置状況が分かるカラー写真

（イ） 対象太陽光発電システムの品質保証書の写し

（ウ） 太陽光発電モジュールの製造業者が発行する出力対比表及び製造番号表の写し

イ 普通充電設備設置事業 次に掲げる書類

（ア） 対象普通充電設備の設置状況が分かるカラー写真

（イ） 対象普通充電設備の品質保証書の写し

ウ LED照明設備更新事業 対象LED照明設備の設置状況が分かるカラー写真

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、交付決

定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、当該補助交付決定者からの請求に基づき、前項の規定により確定した補助金を交付する。

3 前項の請求は、補助金請求書により行うものとする。

(手続の代行)

第11条 申請者は、第5条第1項、第7条第1項、第8条及び第9条に規定する手続を、対象事業の実施を請け負った者に代行させることができる。

(設備の管理)

第12条 補助交付決定者は、事業完了日から起算して、対象太陽光発電システム、対象普通充電設備及び対象LED照明設備（以下「管理設備」という。）の種類に応じ、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）が満了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって当該管理設備を管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第13条 補助交付決定者は、耐用年数の期間内において、管理設備を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、市長が特に必要があると認めるときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助金交付の決定の取消し等)

第14条 市長は、補助交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でない者と認めたとき。

2 前項の規定により市長が交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助交付決定者は、市長が定める期限までにこれを返還しなければならない。

(協力)

第15条 市長は、補助交付決定者に対して、必要に応じて対象事業の効果に関するデータの提供又は地球温暖化対策に係る普及啓発事業等への協力を求めることができるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年7月11日制定)

この要綱は、令和7年7月16日から施行する。

別表 (第3条、第4条関係)

対象事業	対象設備	対象者	補助金の額
1 太陽光発電システム設置事業	次の各号のいずれにも該当する太陽光発電システム (1) 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方の合計値 (以下「最大出力」という。) が10kW以上であること。 (2) 当該設備を設置する日前において未使用であること。 (3) 本市の他の制度に基づく助成を受けていないこと。	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす者 (1) 登録事業者 自らが有する事業所等において自らの費用により当該事業を行うこと。 (2) PPA事業者 次に掲げる要件 ア 他の事業者 (登録事業者に限る。) が有する事業所等において自らの費用により当該事業を行うこと。 イ 補助金額相当額を、対象太陽光発電システムによって発電された電力の販売代金の減額その他の市長が適当と認める方法により運営業者に還元す	対象太陽光発電システムの最大出力 (小数点第2位以下の端数があるときは、これを切り捨てた数) に50,000円を乗じて得た額と3,000,000円のいずれか低い額

		ること。	
2 普通 充電設 備設置 事業	次の各号のいずれにも該当する充電設備 (1) 申請日において一般社団法人次世代自動車振興センターが公表する補助対象充電設備型式一覧表に普通充電設備として記載されていること。 (2) 当該設備を設置する日前において未使用であること。 (3) 本市の他の制度に基づく助成を受けていないこと。	自らが有する事業所等の敷地内において自らの費用により当該事業を行う登録事業者（当該敷地が借地である場合にあっては、その借地の所有者の許諾が得られていない者を除く。）	対象普通充電設備の購入に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と100,000円のいずれか低い額
3 L E D 照明 設備更 新事業	次の各号のいずれにも該当する L E D 照明設備 (1) 容易に取り外し、又は移動させることができないこと。 (2) 当該設備を設置する日前において未使用であること。 (3) 本市の他の制度に基づく助成を受けていないこと。	自らが有する事業所等において自らの費用により当該事業を行う登録事業者（中小企業者に限る。）	次に掲げる費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と1,000,000円のいずれか低い額 (1) 対象 L E D 照明設備の購入に係る費用 (2) 対象 L E D 照明設備の更新工事に係る費用（既存照明設備の撤去費を含む。）